



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	計算貨幣について
Author(s)	酒井, 一夫
Citation	北海道大學 經濟學研究, 12, 99-125
Issue Date	1957
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31036
Type	departmental bulletin paper
File Information	12_P99-125.pdf



計算貨幣について

酒 井 一 夫

一、まえおき

楠田民藏氏は「金本位の基礎理論」なる論文において「金貨でも銀貨でも紙幣でも一円は一円ではないか」という疑問に答える必要を感じている。⁽¹⁾ 円、ポンド、ドルとは一たい何であるかは貨幣論の冒頭で答えねばならない問題であり、さいきんのアングロ・サクソン経済学者たちもかかる責任を分つてゐる。たとえば、ピグーは「貨幣のヴェール」において、一ポンド・スターリングは一ポンド金貨であるか一ポンド紙幣であるかと問い、「金貨または紙幣がそれ自体一ポンド・スターリングであるのではなく、現在通用する政府の公示によつて一ポンド・スターリングと等しい価値があるものとして扱われるにすぎない」、そして政府の決定が変らない期間においては金貨や紙幣は「一ポンド・スターリングそのものである」と述べてゐる。⁽²⁾ またホートレイは法貨、信用貨幣、市場性ある富がいずれもポンドをもつて計算されることを指摘し、「計算貨幣は相異なる三種の貨幣に共通せる基底である」とする。⁽³⁾ さらにケインズも「貨幣論」の冒頭において「計算貨幣すなわち債務や諸々の価格や一般的購買力が依て以て表現されるところのものは、貨幣理論の本源的概念である」とし、貨幣の説明を計算貨幣から初めてゐる。

しかしながら、アングロ・サクソン経済学者たちは計算貨幣をたんなる価格計算の単位として規定するだけで、ど

のようにして計算貨幣が発生してきたか、なぜ諸々の商品は貨幣単位によって価格を表現するのかを追求しない。したがって、計算貨幣を他の度量衡の単位と同じように価格測定のための抽象的な単位としてしまい、かくて手に触れ得る、現実に流通する貨幣と計算貨幣との関係づけに窮することとなる。だからケインズのように「貨幣はただ計算貨幣と関連してのみ存在することを得る」とか、「計算貨幣は記述、または称号であり、貨幣はその記述に充当するもの」といった風な曖昧な関係規定しかできないことになる。このように計算貨幣と通貨とを絶対的に対立させてしまう結果、両者の関係を流通論的 *kataallaktisch* に規定することは不可能となり、国家の権力に頼る以外関係づけの途はなくなってしまう。ピグーは、先の引用文に見るとおり、ポンド単位と通貨とを「政府の公示」によって結びつけ、ケインズは如何なる計算貨幣に貨幣が応当するかを「国家が宣言する権利」をもつと言う。このようにかれらにあつては、計算貨幣と通貨との内面的関連は無視され、国家の媒介によつてはじめてその統一が見いだされている。

近代経済理論の上に多くの寄与をなしたこれら著名な経済学者たちが、なぜ貨幣にかんしてかかる国家学説に随したか。その主要な原因は計算貨幣にかんする規定の曖昧さにある。なるほど計算貨幣については国家の役割は重要である。けれども国家は貨幣と計算貨幣との関係そのものを創りだすわけではない。国家はかかる関係の量的側面にたいして干渉し得るにすぎない。そこで国家の作用以前の関係を窮明することが問題となる。本稿は右に鑑みて計算貨幣の意味を明らかにし、それが貨幣の一機能であることおよび計算貨幣と種々な通貨との関係を解明することを目的とする。そしてこの課題は、貨幣は商品Ⅱ金であるとの立場からのみ果され得るものと信ずる。

- (1) 梶田民蔵全集第二卷四一八頁
- (2) A. C. Pigou, *The Veil of Money*, 1949, p. 4. (前田新太郎訳、四一五頁)
- (3) R. G. Hawtrey, *Trade and Credit*, 1928, p. 45. (経済同友会訳、六二頁)

二、計算貨幣としての金

計算貨幣は諸商品の価格を決定する貨幣の一機能である。価格を決定するためには価格の単位が定められねばならないが、この単位はけつして貨幣と無関係に定められるものではない。貨幣が商品の価値を表現するという機能に基づいて、貨幣単位すなわち価格単位の制定が必要になつてくるのである。しからば貨幣単位の制定とは何を意味するか。そのためには商品の価値がどのようにして価格に転化されるかを見なければならぬ。商品は人間労働の生産物として見る限り、そこに価値が含まれていることは確かであるが、その価値がどれだけの大きさであるかはその商品自体についてどうひねくり廻しても解らない。一商品は他の商品と等価におかれたときはじめてその価値を表わす。すなわち市場における交換が x 商品 $A = y$ 商品 B であつたとき、商品 A の x 量は商品 B の y 量に等価である、それだけの価値があるということをも語る。ここにはじめて商品 A は価値表現を得る。このばあい商品 A の価値は商品 B の使用価値において表わされていることに注意すべきである。たとえば一石の米の価値は一反の木綿であり、もし米の価値が二倍になれば二反の木綿であるという風に、商品 A の価値は商品 B の使用価値の分量によつて表示されるのである。

このような価値表現は商品交換に入りこむ無数の商品の組合わせの数だけ存在するわけであるが、交換が全社会的に行なわれるためにはすべての商品が社会的な、統一的な価値表現をもたねばならない。このことはすべての商品がその価値をただ一つの特定の商品によつて表現することにより達成される。種々雑多な商品の価値がすべてこの特殊な商品の使用価値の分量において表現され、かくして全商品は共通な一般的な価値表現をもつからである。ありとあ

らゆる商品が一個同一の商品と等価におかれる形態において、換言すればただ一つの商品が一般的等価の地位に立つことによつて、他のすべての商品の価値はこの共通な商品の使用価値の量として現われ、したがつて諸商品の価値の大きさはそれら相互の間でも直接に比較することが可能となる。一般的等価たる特殊な商品は他の諸商品の価値を測定する機能を果たすから、それは諸商品の価値尺度である。そしてこの価値尺度として機能する商品がすなわち貨幣なのである。交換の歴史的発展はそのときにおいてあれやこれやの商品をこのような貨幣商品として現出させている。だがそれが次第に貴金屬に固定して行つたことは一つの歴史的事実である。そこでいまでは金が貨幣であり、金が価値尺度であるというのである。金は他の諸商品と同じく一つの商品であり、それだからこそ価値尺度たり得、貨幣たり得るのである。

もろもろの商品の価値はかくして価値尺度たる商品すなわち貨幣によつて言い表わされる。この貨幣による商品価値の表現が価格にはかならない。だから商品の価格は金が価値尺度であれば金価格として表わされる。金価格においては商品の価値が金の種々な分量によつて示される。たとえば $1\text{ 斗の米} \equiv 2\text{ 斗の麦}$ 、 $1\text{ 斗の麦} \equiv 2\text{ 斗の豆}$ 、……という風に。このように種々様々な使用価値の異なる商品が価値としては質的に同一な金の分量に転化され、かくしてそれら商品の価値の大きさは金分量の差として直接に比較しうるような形になつてゐる。これは金が諸商品の一般的な価値尺度として、あらゆる商品の価値を自らの使用価値すなわち金分量によつて表現する機能を果していることに基づくのである。

かく諸商品の価値が金分量に転化されているとすれば、商品価値の大きさは金分量の大小として示されるから、金分量を計算するための単位が定められねばならない。つまり金重量を適当な大きさに分割して、その分割部分を単位として固定し、それを計算の基準とする必要がある。この単位は本来金重量の計算単位であるが、金が貨幣であるからそ

れはまた同時に貨幣單位となる。だから貨幣單位の名称すなわち貨幣名はもとと金屬の重量名と一致していたのであつた。しかし貨幣名は種々な事情により、たとえば価値尺度が變るとか、鑄貨の改鑄が行なわれるとか、あるいは外国貨幣の流入とかにより重量名から歴史的に分離されるにいたる。こうして貨幣名は直接に金屬重量を指すものではないかのように見えてくるが、このばあい變つたものは命名や分割の方法にすぎず、貨幣名が金の一分割部分を意味するという事情には變りはないのである。したがつて貨幣單位を定めるといふことはどこまでも金の重量をどのように分割するかということである。換言すれば金のいかなる重量に貨幣名を附するかである。ともかくこの貨幣單位が一定定められれば、それは一國の価格標準として機能する。というのは商品の価格はすべてこの貨幣單位に従つて計算されるからである。価格標準は一定の金重量を單位として固定すること、たとえば $\text{金} = 1 \text{ グラム}$ と定めることを意味する。もし価格標準が變更され、 $\text{金} = 2 \text{ グラム}$ というように金重量が引上げられるならば、価格も變化し以前一円であつた商品は 0.5 円 として表示されるであらう。反対に価格標準が引下げられるならば、商品価格は上昇する。もちろんこのことによつて諸商品の価値の大きさに變化があるわけではない。価値の表示の仕方が異なるだけである。いづれにしても、一定の価格標準が与えられていさえすれば、商品価値の大きさを価格として評価することができる。諸商品の価格を決定するためには、貨幣單位を数えさえすればよいのである。このように価格計算のために貨幣は計算貨幣として機能するのである。

計算貨幣の機能においては貨幣は貨幣單位として役立つにすぎない。価格計算のためには貨幣單位が与えられれば充分である。ところが貨幣單位そのものは一つの名称にすぎず、しかもこの貨幣名はそれがはじめに一致していた金屬重量名とは分離され、歴史的に繼承され來つてゐる。また一國の貨幣單位は現實に國內に流通する貨幣と別個に定められていることがしばしばある。こういった事情は、貨幣單位が價格の抽象的な計算單位として便宜的に定められ

計算貨幣について 酒井。

るものであつて、計算貨幣は貨幣とは独立に存在するものであるという表象を生む。はじめに述べたようなアングロ・サクソン經濟學者たちはかかる觀念に囚われているのである。しかしながら、貨幣單位が計算貨幣として機能するにはまず諸商品の価値が価値尺度としての金の重量に転化され、つぎにこの金分量を測定するための価格基準が定められていなければならない。貨幣單位がいかなる意味においても金分量を代表せず、貨幣商品の分量を測る單位でないとするならば、それは商品の価格を表現するものたり得ないであらう。なるほど価格基準は慣習によつてか法律によつてか定められるものであり、その変更を生ずることもしばしばある。だからといつて価格基準が存しないということにはならないのであつて、一定の時と処においては事實的にせよ法律的にせよ必ず一定の価格基準が存在するのである。このことは商品の価値が他商品の使用価値によつて表現されるという価値表現の特殊性から出ているのであつて、商品価値の貨幣的表現たる価格においても、貨幣たる金の分量によつてしか価値を表現することができないのである。だからして貨幣單位は必ず金の一定分量を、その分量の大きさは種々に変わりうるものとはいえ、つねに代表しているのである。この意味において計算貨幣は必ず価値尺度を前提とする。

ただ価格表現に觀念的な側面があることは事實である。これは商品価格が金量で表現されるとはいへ、その表現そのものためには實在の金を必要としないことからきている。価格の計算は頭の中でなされる。目の前にピカピカする金を並べる必要はない、觀念的な金量でこと足りるのである。金が価値尺度の機能においては觀念的な金でよいということは、貨幣單位にかんする抽象學說を生む原因となる。けれども觀念的な金でよいことは金でなくともよいことを意味しない。このことは価値尺度が銀なるか金なるかに従つて、価格表現が銀価格、金価格というように価値尺度たる商品の素材に依存することから見て明らかである。価値尺度たりうるものは現實の商品でなければならぬことはいうまでもないが、価値尺度たる商品が価格を表現する限りにおいては觀念的な商品でよいのである。しか

し、これはどこまでも価格の表現に止まる限りであつて、その価格が実現されるということになればたちまち現実の金が必要になつてくる。ところが今度はまた、この現実の金をいろいろな代用物をもつてすます事情が發展してくる。そうなる⁽¹⁾と貨幣単位にかんする抽象学説、国家学説などが再燃してくる可能性を生ずる。けれども以上に述べた計算貨幣の規定はこれらの事態に直面しても依然として有効性を主張しうるのである。

三、金の鑄造価格

いままではもつぱら商品の価値がいかにして価格に表現されるか、そのばあい貨幣が価値尺度として、計算貨幣としてどのような機能を果すかを考察した。これまでの考察においては、貨幣は価値物であるがその価値は所与のものとして、もつぱら商品価値の貨幣による表現だけを取扱つた。そうするとつぎに問題になることは、貨幣の方の価値は一たいたどのように表現されるかである。貨幣も商品として労働生産性の変化により価値変動を生ずるこというまでもない。商品の価値変動は価格に反映される。しかし貨幣商品の価値およびその変動はいかに表わされるか。貨幣も一つの商品である以上、商品の価値表現にかんする前述の法則——商品の価値は等価たる他商品の使用価値の量により表現される——が妥当する。しかし貨幣は一般的等価値物であるから、その価値は単一の商品によつてではなく、あらゆる商品の使用価値の分量によつて示されることとなる。貨幣をもつて交換しうる諸商品の量を貨幣の購買力と名づけるならば、この購買力は貨幣の価値の表現である。だが忘れてならぬことは、購買力は貨幣価値の表現にすぎず、それによつて貨幣の価値が決まるのではない⁽²⁾ということである。貨幣の購買力は一定量の貨幣単位にたいして一石の米、半トンの鉄、二反の木綿……等々と表現される。諸商品は貨幣価格をもつが、たとえば何円、何ポンド、何ドルというように価格表現されるが、貨幣はこのような価格をもつことができない。なぜならば何円、何ポンドという価格名

あるいは貨幣名は金の一定分量を指すにすぎず、それらは貨幣の価値を示すものではないからである。金は自分自身の価値を示すのに自分自身の分量をもつてすることはできない。例 1 金 (おんいん 5 円) = 例 1 金 (おんいん 5 円) はならん金の価値表現ではない。だから金は価格をもたない。金が貨幣であるとき価格はすべて「金価格」であるが「金の価格」は存しない。もしいい得べくんば金の米価格、鉄価格等を云々しうるにすぎない。

しかし、貨幣はそれ自身の価格をもたないとはいえ、あらゆる商品の価格あるいはそれらの総合である物価のうち、にその価値の反比例的表現を見いだす。前述のごとく貨幣の価値は全商品の使用価値量において表現される。ところがこれらの商品はすでに貨幣価格をもっている。そうしてそれらの価格の各々はそれぞれの商品と貨幣との価値比率を示している。⁽³⁾ だから貨幣の価値を一定とすれば価格の変動はもっぱら商品価値の変動を表わす。反対に商品の価値を一定とすれば価格の変動は貨幣価値の変動によつて生ずる。ただし後のばあいは貨幣価値の騰貴は価格の下落、貨幣価値の下落は価格の騰貴と反対に表現されるだけである。したがつて無数の商品の価格あるいは物価を逆に読むことによつて貨幣の価値が示されるわけである。けれども物価変動が貨幣価値の変動を直接に表現するのは諸商品の価値に変動がない限りにおいてであつて、もし商品価値に変動があれば、物価変動は商品と貨幣と両者の価値変動を表現することとなり、両者の変動の方向および程度に応じて累積されあるいは相殺されたものを表わすようになる。

いずれにしても、貨幣の価値は諸商品の価格あるいは物価に表現されるのであつて、貨幣自身はその価値を表現する価格をもたない。しかしそうなると、すぐ疑問が生ずる。金の鑄造価格、金の市場価格、金の買入価格などといわれるのは一たい何であるうか、と。

まず鑄造価格について見よう。金の鑄造価格は一国の貨幣単位⁽⁴⁾の金重量を定めること、たとえば例 2 金 = 1 円、1 オンスの金 = 3 又 17 s 10,5 d とおくことであつて、それは一定金重量にたいして貨幣名を与える以上のことを意味

しない。換言すれば価格標準の決定にはかならない。それが価格と呼ばれたのは、一見商品の価格表現と同じように見えたからである。⁽³⁾けれども鑄造価格は何ら金の価値表現ではない。それは金の一定重量にたいする計算名の確定にすぎない。金本位制の下においては鑄造価格は法律によつて定められた。このばあい国家が決定したものは金の分割と名称であり、すなわち価格標準の確定であつて、金の価値を定めたのではない。また金の価値は国家の定めるところではないのである。

實際金の価値は鑄造価格固定の下に種々に變化しうる。だがそれがいかに變化しても価格標準に變りはないのである。計算貨幣としての金は金重量の單位によつて金重量を測るにすぎないのであるから、金の価値變動は等しく分割された金に等しく作用するのみで、そのことによつて各金重量間の關係はごうも變化を蒙むことはないのである。

もちろん金価値に變化があれば諸商品の価格に物価は變動する。この物価變動は鑄造価格一定の下に、むしろ鑄造価格が一定だからこそ金価値の變動を反映するのである。ところが他方において、金価値の變動なくして、鑄造価格に變化があつたばあいやはり物価は變動する。かく、商品の価値に變化なきものとして、金価値の變動により、また鑄造価格の變更により同じように物価變動を生ずる。このことを明確にしないと物価變動を貨幣価値の變化というただ一つの問題に解消させ、それを國家が決定しようというような誤解を生ずる基となる。しかし、このような混同は金の価値尺度の機能と計算貨幣の機能とを明確に區別するならば、起りようもないのである。⁽⁴⁾

しからばつぎに金の市場価格は如何。金は価格をもたないから、この「金の価格」は何か他のものの仮象でなければならぬ。それは鑄造価格と同じように金の価格標準を意味するものであろうか。そうだとすれば一方に鑄造価格が存しながら、なぜそれとは別な金の市場価格が現われるのであろうか。金の市場価格はつねに鑄造価格との關係において問題にされてきたから、その本質を明らかにするためにも鑄造価格との關連において考察することが便利であ

らう。

- (1) K. Marx, Theorien über den Mehrwert, II, S. 167. (邦訳マル・エン全集十一巻、一七二頁)
「各商品の他の商品を買う力は、それらの価値によつて決定されるのであつて、この価値がこの力によつて決定されるのではなく……」
- (2) Theorien, II, 1 Teil, S. 61. (邦訳改造社版第二巻第一部、六一—六二頁)
「貨幣の相対的価値はすべての商品の無数の価格のうちに表現される。なぜならば、これらの価格のおののうちに——これにおいては商品の交換価値が貨幣において表現されるのであるが——貨幣の交換価値が商品の使用価値において表現されるのだから。」
- (3) K. Marx, Kritik der Politischen Ökonomie, S. 62. (宮川実訳、九一頁)
「価格の標準としての金は商品価格と同一な計算名において現われるから……金のこの計算名は鑄貨価格と呼ばれてきた。」
- (4) 岡橋教授は物価変動について、(1)商品の価値に変動あるとき⇕通貨の相対的価値騰落、(2)金の価値に変動あるとき⇕通貨の絶対的価値騰落、(3)価格基準に変更あるとき⇕通貨の増価あるいは減価、の三形態を区別すべきことを強調されている。(メタリズム擁護論、九大経済学研究一九卷三号、その他諸論文)

四、金の市場価格

(一)

金は計算貨幣としては地金のままで機能するが、流通手段として機能するばあいには一定の形状をもつ。他方において、金は価格表現にかなする限りは観念的な金でよかつたが、価格実現に当つては現実の金でなければならぬ。かくて金は鑄貨として流通に入る。鑄貨はいうまでもなく鑄造価格に従つて鑄造される。さしあたり地金と鑄貨との区別はたんなる形状の差異にすぎない。ところが鑄貨はたえず人手を経るうちに目に見えない程度で磨滅する。磨滅

破損した鑄貨はすでに鑄貨名どおりの金量を欠いているわけであるが、それにもかかわらず鑄貨はその称号において流通する。鑄貨の名目的内容と実質的内容とが分離ははじめ、鑄貨は名目上の金量において流通するようになる。こゝういつた鑄貨の性質は私的、公的な鑄貨の盗削を促し、鑄貨の貶質は甚しくなる。そうなると鑄貨としての金と価格標準としての金とが矛盾するに至る。この矛盾が金の市場価格の鑄造価格以上への騰貴となつて現われるのである。

イギリスにおいてウィリアム三世の時代に銀貨の改鑄（一六九六—九九年）が行なわれたが、このときには銀の市場価格がその鑄造価格を著しく超えた。鑄造価格は銀一オンス、五シリング二ペンスであつたが、「一六九五年においては銀地金の普通価格は一オンス、六シリング五ペンスであつて、造幣価格を超ゆること十五ペンスであつた。」これは磨減盗削甚しく、銀貨の重量が法定より数割も低かつたためである。またジョージ三世の金貨改鑄（一七七四年）のときにも標準金一オンスの鑄造価格が三ポンド一七シリング一〇ペンス二分の一であつたのに、「標準金地金の市場における価格は久しい間、一オンスにつき三ポンド一八シリング以上であつて、時としては三ポンド一九シリング、またしばしば四ポンドにも達したことがあつた、がこれは毀損し磨減した金貨で計算しての高であつて、それらの鑄貨の金含有量が標準金一オンスに足らぬことが少くなかつたのである。」⁽³⁾

右の例に見るごとく、地金の価格が騰貴したのは鑄貨の重量が不足していたからである。かりに金一オンス、四ポンドを鑄造価格であるとすれば、一ポンド金貨は四分の一オンスの重量をもたねばならないのに、金貨が磨減盗削されて実際には六分の一オンスの金しか含有してないために、事実上鑄造価格は一オンス、六ポンドになつてしまつてゐる。この鑄造価格の事実上の引上が地金の市場価格の鑄造価格以上への騰貴となつて現われるのである。ただこの鑄造価格引上の程度と範圍は量目不足の金貨が国内流通においてどれだけの部分を占めるかにかかつてゐる。もし均しい率の量目不足が金金貨に及ぶならば、その率に反比例する鑄造価格の引上が一国を支配するであろう。価格標準

は事実上切下げられて、それはひいては法律上の価格標準の変更（切下）をよぎなくさせるであろう。そうなれば地金価格の鑄造価格以上への騰貴はなくなる。なぜならば鑄造価格の方が市場価格の方に一致させられるからである。価格標準としての金と鑄貨としての金との矛盾は、価格標準を引下げることによつて解決されたのである。けれどもこの矛盾は、これと反対のやり方によつても解決されうる。金貨の量目不足のものを法定の量目に引戻すことができる。このばあいには法律上の価格標準が維持されて、この価格標準を事実上切下げている傾向が修正されるのである。前と同様に地金価格の鑄造価格以上への騰貴はなくなる。ウィリアム三世の銀貨改鑄とジョージ三世の金貨改鑄はいずれもかかる方法によつて金の市場価格と鑄造価格の乖離を解消させたのであつた。

かくのごとく、価格標準の切下⇨鑄造価格の引上によらうとも、あるいは鑄貨の改鑄（金含有量の増加）によらうとも、金の市場価格の鑄造価格以上への騰貴はひとしく解消される。けれどもそのあいだには重要な相違がある。一方は金の市場価格の方に鑄造価格を引寄せ、他方は金の鑄造価格の方に市場価格を引寄せることによつて二つの「金の価格」の開きを失くさせる。一方は貨幣単位の指定する量を減少させ、他方は減少させない。これによつて商品諸価格の表現が異なるはずで、前の方法によれば物価は騰貴し、後の方法によれば物価は一定（物価騰貴がすでに生じているとすればむしろ下落）である。

鑄貨の磨減・盗削に基因する金の市場価格騰貴は、鑄貨に現実に含まれるより少ない金量が同じ貨幣名として機能するところから生ずる。法律上の鑄造価格に定められた金量よりも少ない金量が貨幣単位とされているから、ある一定量の金が多くなる貨幣単位数として表現されてくるのであり、それが金の市場価格の騰貴として現象するのである。だから金の市場価格はどこまでも金の分量の分割にかかわる事柄であつて、その意味においては金の鑄造価格と全く同性質のものであり、それはなんら金の価値表現ではないのである。それは商品の価格と同じ意味における「金

の価格」ではけつしてないのである。地金の価格騰貴は金の価値増加を意味するように見える。けれどもそれはけつして金の価値変動を表わしているものではなく、価格標準と鑄貨とにおける金量分割の相違が、金の鑄造価格より高い金の市場価格として現われるにすぎないのである。価格標準としての金と鑄貨としての金とのあいだに価値の相違はあるはずはない。金は地金のままであろうと、鑄貨の形態をとろうとその同一量はつねに同一の価値量を含む。より多くの金はより少ない金より多くの価値をもつにすぎない。鑄貨が以前より少ない金量をもつに至れば、その結果として鑄貨の価値は以前より減少する。しかしこの鑄貨の減価は鑄貨の量目不足を示す以外の何ものでもない。この鑄貨の少ない金量が新しい価格標準として作用し、したがって地金はこの切下げられた価格標準をもつて測定されるから金の市場価格の騰貴となつて現われるにすぎない。

(1) A. Smith, *Wealth of Nations*, Canan ed., p. 196. (大内兵衛訳 国富論(一)、三七二頁)

(2) Kritik, S. 66. 「ある検査の結果、五・七〇〇ギンドの銀が二二〇・〇〇オンスの重量を有すべき筈のところ実際は一四一・〇〇オンスしかないことが明らかとなつた」。なお、この重量不足の考証については三宅義夫、貨幣信用論研究、一五九—六〇頁参照。

(3) Smith, *op. cit.* p. 42. (邦訳(一)、九〇頁)

(I)

金本位制(金貨流通)下における地金価格の顕著な騰貴は、右に述べたように金貨の量目不足に基因するものであった。したがって鑄貨が完全量目(鑄造技術上の公差は別として)を維持する限り、金の市場価格と鑄造価格との乖離はありえず、鑄造価格から区別される金の市場価格なるものはあり得ないことになる。事実自由鑄造の認められているときには金の市場価格なるものはおよそ問題になり得ないとされてきた。なるほど金貨の著しい貶値のばあいを除けば、金の市場価格は鑄造価格にほとんど一致し、あるいはごく僅かな範囲内で鑄造価格から放れるにすぎなかつ

た。けれども、それは金の市場価格なる現象が全然存在しなかつたということではない。金本位制下において、かつ金貨の貶質も認められなかつた時期において、リカアドも述べているように「経験、ことに一七九七年に先立つ二十年間……における経験の示すところによれば、四六ポンド一四シリング六ペンス即ち造幣ポンドは屢々未鑄造金の一ポンドよりも、より少量の、またはより多量のものを購つていた……」のである。⁽¹⁾ また実際にロンドンの金塊市場においてつねに金の鑄造価格と僅かとはいいながら異なる金相場が建てられていたのである。

このように、金相場Ⅱ金の市場価格がたとえ鑄造価格から僅かの距りにせよ放れて現象していたのは一たい何であらうか。これは前のように鑄貨の金量不足をもつては説明し得ないこというまでもない。自由鑄造制の下にあつては地金から鑄貨へ、あるいは鑄貨がら地金への転換は自由であつて、両者のあいだに価格乖離の生ずる余地はあり得ないように見える。しかし事実においては、地金から金貨を鑄造するのには鑄造料を要する、かりにイギリスのように無手数料としても鑄造には一定の期日を必要とする。⁽²⁾ この点からいえば金の鑄造価格は地金価格を上廻つていなければならぬ。換言すれば、金の市場価格は鑄造価格より鑄造に要する諸費用（鑄造のための技術的費用のみならず、鑄造に要する日数の利子なども含む）だけ下廻つていなければならない。リカアドも「一定量目の鑄貨の価値は、同一量目の地金の価格を……全造幣費用だけ超過し得ることは明白である」⁽³⁾ことを指摘している。これと反対に、鑄貨を地金に熔解するばあいには鑄潰しの費用を要する。金鑄貨は金塊市場で取引される純金とは品位を異にするから、鑄貨から地金を得るのには精製料を要する。⁽⁴⁾これは地金価格を鑄造価格より高める要因である。のみならず、自由鑄造制は鑄造の自由ではあつても、鑄貨の鑄潰あるいは鑄貨の輸出には制限を加えていることが多い。この鑄貨の熔解および輸出の禁止は、地金価格を鑄造価格より高めるように作用する。「鑄貨の熔解にたいする刑罰の存在は、鑄貨と地金との間に存在する僅かばかりの開き、換言すれば市場価格が造幣価格を僅か超えることの唯一の原因である」⁽⁵⁾

とリカアドも述べている。このばあいには危険負担を含む鑄潰料だけ地金価格は鑄造価格を上廻ることになる。

さて、金の市場価格が技術的理由のゆえに、鑄造価格より鑄造費だけ下廻り、また鑄造価格より鑄潰料だけ上廻るというのは、市場価格変動の下限と上限を示すものである。金の市場価格はその線を超えて下落あるいは上昇することはない。けれども金の市場価格が一定の水準に止まつていずに、両限の範囲内においてであるが日々変動するのはなぜか。またあるばあいには上限に接近し、他のばあいには下限に接近するのはなぜであろうか。それは根本的には金は鑄貨としても地金としても均しく貨幣でありながら、その機能に差異があるためにほかならない。金は鑄貨としては国内流通手段であり、地金としては世界貨幣として機能する。地金としての金はまた工芸用としても需要せられる。金を鑄貨として使用するか、または地金として使用するかは金を所有する人のその時の事情によつて異なる。アダム・スミスも指摘しているように、地金商人が「必要以上に地金を輸入したばあい」にはそれを「普通価格以下で売却」し、「必要以下にしか輸入しなかつた時」には「この価格よりは何程か高く売りつける」のである。⁽⁶⁾もし鑄貨と地金が全く同一のものであるならば、かかることは生じようがない。必要以上の地金を鑄貨に変え、必要以上の鑄貨を地金に変える必要は毛頭ないからである。けれども鑄貨と地金とはその形態を異にする。金本位制の下にあつては一方から他方への形態変換は自由であるべきであるが、実際にはこの自由は前述のような制約を伴う。そのもつとも無制約のばあいを考えても、鑄造および鑄潰の純技術的過程がこれに要する費用を不可欠なものとする。だから自由鑄造といつても鑄貨と地金とは全く同一ではなく、相互の転換には多かれ少なかれ制約が存している。この制約が存していることから、地金を必要とするときにはより多くの量の鑄貨をもつても地金を得んとし、逆に鑄貨を必要とするときにはより多くの地金を提供しても鑄貨を獲得しようとするのである。これが金の市場価格の上下となつて現われるのである。すでに述べたように、この市場価格の変動は自由鑄造制が維持されている限り、一定の幅を

もつて上限下限を画されている。もちろん、この幅は自由鑄造制に加えられる制限が増加する程増大する。

金の鑄貨形態と地金形態との相互交換の制約からくる金の市場価格の変動は、前に述べた金貨の量目不足に基づく金の市場価格騰貴とは異なつて鑄造価格の変更を意味するものではない。なるほどこんどのばあいにも、同じ貨幣名（鑄貨）がより多くの金量（地金）に値し、あるいはより少ない金量（地金）に値するということはある。けれどもそれはたえず、鑄造価格の指定する金量に接近する。むしろ鑄造価格があるからこそ、鑄貨と地金の需要上の相違がその鑄造価格を基準として、それよりあるいは高くあるいは低く市場価格を変動させるのである。つぎに、鑄貨と地金との自由交換の制約に基づく金の市場価格の変動は、金貨の量目不足に基因する金の市場価格の変動と同じく、金の価値における変動によるものではない。金の価値変動があつたとすれば、それは鑄貨にも地金にもひとしく響くはずであつて、両者のあいだに価値の相異をきたすはずはないからである。ただ金の鑄貨形態と地金形態との相互交換に制約がある以上鑄貨と地金とは相対的に独立しており、それぞれ特有の需給關係に基づいて相互の交換比率はある程度変動しうる。かくして同一量の地金を購うのにより多くの鑄貨を、またはより少ない鑄貨を要するということが生ずる。これは一時的なものとはいへ鑄貨の地金にたいする相対的な減価あるいは増価と見ることができよう。けれどもこの鑄貨の相対的な増減価はもっぱら地金にたいする關係であつて、商品にたいする価値關係の変化とは區別されねばならない。したがつて鑄貨と地金との換算比率に乖離が生じたからといつて、それがただちに商品物価の変化と相対応するものとは限らないのである。このような鑄貨と地金との交換比率の変動は、対外支払手段にたいする需要供給の状況により、金平価を中心としてたえず動揺する為替相場の変動と見得べきものである。

- (1) D. Ricardo, *The Works and Correspondence*, ed. by Sraffa, Vol. III, p. 22 (小畑茂夫訳「リカード貨幣銀行論集」一三頁)

右は「金の価格を論じた三つの書翰」よりの引用であるが、この時期にかんするリカードの觀察は「地金高価格論」や「ボウズ

ンキット氏に答う」などにおいては、地金価格が鑄造価格を下廻るのを通例としたごとく叙述されている。しかしそのばあいでも上廻ったこともあつたのは認めている。

- (2) Smith, op. cit. p. 44 (大内訳(1)、九五頁)

「イギリスにおいては、貨幣の鑄造は無料であつても、造幣局に地金のままで持参せられる金は、その所有者に鑄貨として還附せられるまでに数週間を必要とすることが少くない。……かういう風に時間があることは、小額の税金を課せられることと等しいのであつて、そのため鑄貨たる金は地金たる金の同量に比して多少高価となるのである。」

- (3) Ricardo, op. cit. p. 222 (邦訳二一五頁)

析倉正一、金問題概観、三〇四頁、「地金商は金貨を入手しても之を純金となすには一匁二錢五厘内外の精製料を必要とする」から、「わが国の金相場は造幣価格と金貨鑄造費用との合計が基準であつた」。なお、同氏は進んで「金の価格」の一般法則を導いている(二九六頁)。即ち完全な金本位制下において、「金の市場価格は大体において造幣価格に鑄造料を加えた額に一致する」とし、「各国の金の価格は之を証明する」と述べている。

- (5) Ricardo, op. cit. p. 64 (邦訳四八頁)

しかし、リカードは鑄貨の熔解または輸出を禁止する法律さえなければ、地金価格は鑄造価格を下廻るのを原則としたようである。「ボウズンキット氏に答う」第三章第一節) マルクスはロックを批判した個所で次のように述べている。「かれが次のことを指示したのは正しい、流通鑄貨の量目の減少を除いて考えても、英国における銀地金の市場価格はある程度までその鑄貨価格以上に騰貴しうる。何となれば銀地金の輸出は許されているに反し、銀鑄貨の輸出は禁止されているからである。」[Kritik, S. 66. 宮川訳九九頁]

- (6) Smith, op. cit. pp. 45-6 (邦訳二、九七頁)

(7) 一七九七年——一八二一年のイングランド銀行の正貨支払制限下において、鑄貨を代表する紙券と地金との交換制約が最高度に達したものと見られうる。この時期の物価変動について偉れた研究(イングランド銀行の正貨支払制限時代における物価の変動について、九大経済学部三十週年記念論文集)を発表された岡橋教授は、トウークが物価騰貴を紙券の減価ではなく商品価値の騰貴に帰することを認されるが、金の市場価格騰貴については金需要の増大に基づく金価値の騰貴に求めるトウークを批判される。そして教授は金の市場価格騰貴について「これは地金が国外で入手しうる外貨または商品のポンド価格が地金の市場価格と

計算貨幣について 酒井

して反映される」のであると結論される。教授によれば、このときの金の市場価格騰貴は金の価値騰貴ではなく、国際収支の逆超のばあいに為替相場が平価より下るのと同様に、対外決済手段としての地金は、その支払が制限されている限り、市場価格が製造価格を上廻ることになる。したがって金の市場価格騰貴は「為替相場の下落が反映」したものであるとされる。ところがこれは窮局的には、国内商品価値騰貴に基づく「紙券の相対的価値の減少……の反映」にはかならず、紙券の国内商品獲得量と地金の外国商品獲得量とのあいだに相異を生ずることが、以前より多くの紙券をもつて地金を獲得しようとするのであり、それが金の市場価格騰貴をもたらすのであるとされる。

このように教授は金の市場価格騰貴が金価値の騰貴でもなくまた金の製造価格の変更でもなく、金紙轉換の制約からくる地金にたいする紙券の相対的価値下落にあることを明らかにされている。さらに進んで教授はこの紙券と地金との不等価交換の窮局の原因を追求され、それは国内商品価値の騰貴により相対的価値下落した紙券が、海外商品価格を反映する地金にたいして不利な交換割合になったものであるとされる。しかしこの時期の事情を別とすれば、鑄貨あるいは紙券と地金とのあいだの一時的な不等価交換は、対外決済の一時的な変動だけでも起るのであるから、必ずしも国際的な物価水準の乖離を必要とは思わないと思う。

五、金の買上価格

貨幣単位は貨幣商品たる金の一定量に附せられた名称である。このことは金の鑄造価格のばあいには一見して明瞭であるが、金の市場価格が現われるに及んで必ずしも単純に理解されないようになる。ここから貨幣単位を金から絶対的に切放すような誤解も生じてくる。それで金の量的分割を意味するにすぎない「金の価格」がどのようにして市場価格として現われるかを考察してきた。これまで述べたところは金貨流通下の現象に限られていたが、それは紙券流通下の諸現象を理解する基礎を提供すると考えたからにはかならない。われらが考察してきた所によれば、金の市場価格が鑄造価格と乖離する二つのばあいがあつた。その一は金の価格標準の変更にかんすることであり、他の一は金の鑄貨形態と地金形態との轉換制約に基づくものであつた。このような現象は紙券流通下において多少の修正変形

を伴いつつ現われてくる。

まず銀行券流通のばあいには、金の計算貨幣機能はどうなるかであるが、金本位制が維持され、銀行券が金貨に兌換される限り、金貨流通について見てきたところがそのまま妥当する。銀行券は金貨の代理者として流通しているのであるから、金貨について起つたことはそのまま銀行券の上にも起る。すなわち金貨の量目の減少があれば、同一額面の銀行券の代理する金量もまた減少する。金貨の貶質が価格標準の変更（切下）を惹起する限り、銀行券はこの新しい価格標準に基づく金量を代表するのみである。銀行券をもつて買われる地金の価格は騰貴し、商品諸価格も騰貴する。しかし、それは金の計算名が変つたからで、銀行券はその計算名をそのまま受継ぐにすぎない。他方において、銀行券も鑄貨と同じく国内的に流通するにすぎない。国内の支払にあてられる限り銀行券は實際上兌換せられることがないとしても、国外支払のためにはそれは地金に転換されねばならない。銀行券が金貨のみに兌換されるならば鑄貨と地金との転換の制約に基づくかの地金の価格変動が生ずる。銀行券は鑄造価格に定められた重量より多くの、あるいはより少ない金量を買うことになる。

銀行券が金地金に兌換されるとすれば、それは鑄造価格で地金に転換されるから転換制約に基づく鑄造価格からの乖離は起り得ない。このばあいには鑄造の費用も危険負担も生ずる余地がないのである。反対に地金を国内支払手段に転換させる必要が生じたときには、地金を中央銀行に持ちこめばよい。中央銀行はそれを無制限に買入れる義務をもっている。買入れが鑄造価格にて行なわれる限り、この形態変換には制限はないはずである。ところが買上価格はしばしば鑄造価格より低く定められる。イギリスにおいては一八四四年の銀行条例により、この買上価格は標準金一オンスにつき三ポンド一七シリング九ペンスに定められ、鑄造価格の三ポンド一七シリング一〇ペンス半より一ペンス半だけ低く定められた。この開きは地金を鑄貨に鑄造するばあいの鑄造費に見合うものと見てよいであろう。⁽¹⁾ 金

は地金から鑄貨に転形するばあいには鑄造費を要したように、金は地金から銀行券に転換するばあいには鑄造価格と買上価格との差だけ割引されるのである。この差額は地金を銀行券に転換する際の一つの制約をなす。この制約はそれに基づく金の市場価格を現出させる。地金の需給が対外支払、退蔵、工芸用のためたえず変動するのに応じて、金の市場相場は日々変動するであらう。けれども一方に金の売却（兌換）価格、他方に金の買上価格が定められていることはこの変動を両極のあいだに限定する。中央銀行が無限に売却に應ずる限り金相場は売却価格より上昇し得ないし、また中央銀行が無限に買入をなす限り金相場は買上価格より下降し得ない。さてこの金の買上価格の鑄造価格からの距りであるが、それは純技術的なものであるから、買上価格が鑄造価格から背離していることを示すものではない。買上価格は鑄造価格が兌換を通じて維持されている限り、鑄造価格を支持するために設けられているものであつて、それは鑄造価格とは別個の価格標準を意味するものではない。むしろ技術的費用を加味した鑄造価格と見ねばならない。

金の買上価格はこのような性質のものであるから、銀行券の金兌換が停止され、鑄造価格が実質的に維持されなくなると、それは一つの価格標準の意味をもつてくる。だが金の買上価格はどこまでもそれ以下に下り得ないという意味での法定の基準を与えるものであつて、金の市場価格がそれ以上に上ることを妨げ得るものではない。中央銀行による「金需要の無限性」は法定価格における地金から紙券への転換を保証するものであつても、紙券から地金への転換を保証するものではないからである。もつとも、地金にたいする需要は国際信用決済の発達により、また金退蔵の法的抑制により著しく縮減されてきている。⁽²⁾ こういった事情は最大の金需要者たる中央銀行の法定買入価格に金の市場価格を接近させる作用を果している。この意味では買上価格は価格標準としての機能を強化される。けれども何といても金の売却（兌換）のないことは買上価格を固定せる価格標準として機能せしめない。買上価格はどこまでも価格標準をそれ以下に切下げさせないという最低限界的な価格標準として作用するのみである。かくして金の買上価

格は物価水準を固定せしめない。その下落を阻止するのみである。だから金の買上は、アメリカにおいて一九三三年から三四年にかけて行なわれたように、買上価格を引上げることによつて物価水準の上昇策とされたわけである。けれども他面において、アメリカの金買上価格が一オンス三五ドルに固定されてしまつた後も、アメリカの物価水準が引きつづき騰貴したということは、この買上価格が物価水準を抑制させる方向には作用せず、それは物価水準を固定させる機能をもち得ないことを示す。⁽³⁾

(1) 「ここに生れる一ペンス半の差額は理論的には銀行が鑄造のために造幣局に金をおいておく間の損失利子を表わすものと見るこ
とができる」(野村合名会社調査部「ロンドン金地市場」)

(2) 金為替の利用によりいかに金が節約されるかの機構、意義については松岡孝児博士「金為替本位制の研究」を参照されたい。

(3) 三宅義夫氏(前掲書六九頁以下)は金の買上価格が「確定された価格の度量標準として機能しているのではない」ことを強調されるあまり、その価格標準としての機能を全く否定されてしまふ。そして紙幣流通下の価格標準はただ紙幣流通量によつて決定されると考えておられるようである。しかし、そうなると金の買上価格が物価に作用する根拠が失われてしまふ。なお、この点については次節参照。

六、紙幣流通下の価格標準

たとえ物価水準がどこにあつても、諸商品の価格が確定されるのはつねに金がある価格標準として機能しているからである。しからば鑄造価格が事実上廃止されてしまつてゐる後に、商品がよつてもつてその価格を表現するところの金量はどのようにして決定されているであらうか。われらは金の買入価格を論じてすでに紙幣流通の領域に立入つてしまつたのであるが、この問題に答えるためには紙幣流通の法則を見なければならぬ。

鑄貨はその金属内容が減少しても、その金量の所在を示す貨幣名において流通するという性質をもつてゐる。鑄貨

に刻印された貨幣単位は鑄貨に含まれる金量の如何にかかわらず、また鑄貨を構成する素材の如何にかかわらず、はじめの一定金量を指示しつづけるのである。こういうところから政府紙幣が発生する。紙幣は金章標にほかならず、紙幣額面は鑄貨名と同じく一定の金量を代表しているのである。五円紙幣は五円金貨の代りに流通するから、それは五円金貨に含まれる金一匁を代表する。一国の商品価格総額が与えられたとすれば、そして流通速度を一定とすれば、この価格を実現するに要する貨幣 $\parallel$ 金の量は自らきまつてくる。この流通に必要な金量をかりに一億匁としよう。

それは、 $1\text{匁} \parallel 5\text{円}$ の価格標準が定められているときには五億円とも呼ぶことができ、五円金貨を流通させるなら一億匁が必要である。ところで国家は紙幣に強制通用力を与え、その各片に五円とか十円とかの名称を附して流通界に投入する。流通に投じられた紙幣の総額が五億円であれば、金貨の流通必要量に一致し、五円紙幣は五円金貨に代位して金一匁を代表するであろう。もし紙幣の発行額が二倍の一〇億円になつたとする。紙幣は流通に投ぜられただけ流通せねばならないから、いまでは十億円の紙幣が同じ一億匁の金貨に代位している。したがつて紙幣の一〇億円は金一億匁を代表するにすぎず、一枚の五円紙幣は〇・五匁の金を代表するにすぎなくなる。

金貨であればそれ自身価値をもつて流通するのであるから、流通必要量を超過すれば余分の金貨は流通の外に出るほかはない。之に反して紙幣はそれ自身価値をもたず、ただ流通において代表する金量から価値を附与されるにすぎないから、流通に入るだけの数量に応じてそれ自身の価値がきまつてくる。国家は五円紙幣を五円金貨と同じ価値をもつものとして流通させようとしたのであるが、紙幣はその流通法則に従つて増加された二倍の数量に応じて半分に減価したのである。けれどもこの減価は紙幣の代表する金量が減少したためにのみ生じたものである。だから、すでに見たごとき鑄貨流通下における鑄貨の量目不足に基づく価格標準の変更とまさに同じような現象がここに生じているのである。かのばあいは国家による金属の盗削であつた。このばあいは国家は紙幣の増発を通じてそれを行なつて

いるのである。帰するところはいずれも「事実上の」価格標準の切下である。五円紙幣は一匁の金を代表していたのに、いまでは〇・五匁の金を代表するのみ。価格標準は一匁＝5匁から0.5匁＝5匁に引下げられている。かりに法制上の鑄造価格が1匁＝5匁のままであるとしても、それを事実上修正する新標準が作用しているのである。

このように紙幣流通下においては紙幣の代表する金量が事実上の価格標準を設定する。他方において政府の金買上価格が法制上の価格標準として機能している。この両者が一致しておれば問題はないが、紙幣がたえず増発されるようならばあいには事実上の価格標準はたえず切下げられ、これにたいして公定買上価格は比較的固定しがちであるために両者の開きは拡大する傾向がある。そうになると鑄貨の流通下において鑄貨の量目不足のばあいには新しい標準に基づいて金の鑄造を行なうこととするか、あるいは貶質した鑄貨を改鑄して旧鑄造価格に返すことによつて解決された。これと同様に紙幣のばあいにも紙幣増発により減少した紙幣の代表する金量を容認して金買上価格を改訂（引上）するか、または金買上価格を維持して紙幣の減価を喰い止める諸方策（たとえば紙幣流通量の収縮、商品諸価格の引下、商品生産の増大など）を講ずるかによつて解決される（解決を両方の中間に求めることもあり得る）。現実の問題としては後者の解決は困難を伴うゆえ、前者による解決が多く採用されるであらう。わが国における昭和七年以降のインフレーションの際に金の買上価格が逐次引上げられて行つたのはその例である。

紙幣流通下においては金本位制におけるような明確な価格標準は存しないかもしれない。けれども、それが事実的にせよあるいは法制的にせよ価格標準はつねに存在する。紙幣流通下では法制上の価格標準はあつても事実上の価格標準によつてたえず修正せしめられ、したがつて物価水準はつねに紙幣の数量によつて支配されているかのごとく見える。しかし公定の価格標準が物価を支配することも大いにあるのであつて、たとえば各国において平価切下の際に

計算貨幣について 酒井

起つた物価騰貴はそうである。⁽¹⁾そして、事実上の価格標準と法制上の価格標準とのあいだに乖離が存する限り、この乖離は金の公定価格から放れた市場価格を成立させる。しかしこの金の市場価格はけつして金の価値表現ではなく、法制上の価格標準を修正しているところの一つの新しい価格標準が自己を主張しているものにほかならない。いずれにせよ、金の価格標準に基づいて商品価格は決定される。金の計算貨幣機能は紙幣流通下にあつても貫徹しているのであつて、貨幣単位は金の一定分量を意味する以外のものではないのである。

(1) 紙幣の過剰発行による紙幣の減価は価格標準を変更するものではなく、むしろ価格標準を不変としてこそ、紙幣の減価が説明されるものであるとする遊部氏の見解（インフレーションの基礎理論、第二章および第三章第一節参照）にたいして、岡橋教授や三宅教授は紙幣減価のさいに価格標準は切下げられるものであると批判される。この批判そのものに異論はないが、同じく価格標準が切下げられるという立場をとるにしても、そこに若干の相違があるようである。

三宅教授は、過剰発行された紙幣がその代表する金量を減少することは、もちろん「価格標準の法定的引下げ」ではないが、それは価格標準が「事実に引下げられた」ものにはかならないことを克明に示される。そして教授は言われる「不換紙幣が流通している下においては……金何グラムをポイントと呼ぶかについてはなら規定しているわけではない」と。（前掲書、八五—六頁）このことは前述のごとく（前節註③）教授が金買入価格の価格標準機能を否定されることと相俟つて、紙幣流通下における価格標準としては、もっぱら紙幣の流通量によつて決定されてくる事実的な価格標準が存するのみと解しておられるようである。かくのごとく三宅教授にあつては、紙幣の流通量がすべて価格標準を決定する。

これに反して、岡橋教授は紙幣流通量よりも、価格標準そのものの変更に重点をおかれる。教授は、インフレーションが流通手段の問題であるよりも、計算貨幣の問題であることを力説され、「流通手段の濫発や強制的収縮は……価格標準の変化をもたらす契機であるにすぎない」とされる。紙幣が過剰発行されると、それは減価するが、その限りでは商品と紙幣との不等価交換であるにすぎない。その減価が価格標準の切下げをもたらすことによつて、ここにはじめて減価が固定する。かりに紙幣の減価があつても、価格標準が不変である限り、その減価は価格標準のために引戻されて固定化しない。価格標準の引下げがあつて、はじめて、そこに生ずる物価の名目的騰貴により貨幣の必要量が変化し、紙幣の流通量がそれに一致するにいたる。この一致によ

つて紙幣の減価が固定する。こう教授は説かれるのである。このように価格標準変更の如何に焦点をおくならば、「紙券の代表する金量の減少は、紙券の濫発を通じて間接に価格標準が『事实的』に切下げられようとも、あるいは直接に価格標準の切下げによつて『法律上』切下げられようと問うところではない」ということになり、教授のばあいには「紙幣流通の下にあつても……直接平価の切下げによるインフレーションも起りうる」ことを認められるわけである。このように教授は紙幣流通下における法律上の価格標準の役割を否定されない。いなむしろそれを強調される。とくにデフレーションのばあいはすべて法律上の価格標準が支配すると教授は考えておられるようである。（紙幣流通の法則と貨幣数量説、九大経済学研究一八巻）

紙幣流通下において、紙幣流通量によつて規定されるところの事実上の価格標準とともに、紙幣流通量から独立した——かえつて流通量を規制する——法定の価格標準が機能することのあるは否定できない。問題は何れの価格標準が支配するかであるが、それは二つの標準を作用させる諸事情の対抗関係にかかつている。事実上の価格標準が法制上の価格標準変更をよぎなくさせるばあいもあるし、反対に法制上の価格標準が事実上の価格標準を引きもどすばあいもある。そこには国家の政策が干渉する。

む す び

円とかポンドとかの貨幣単位はいかに抽象的なものに見えようとも、それは貨幣たる金の一定分量以外のものを意味しない。換言すれば、金は計算貨幣の機能においてはつねに一定の金分量として機能するのである。金は価値尺度として諸商品の価値を金の分量に転化させる。したがつて金分量を計算するある一定の金量が定められれば、それによつて諸商品の価格表現が与えられ、その一定の金量が価格標準として機能するわけである。したがつて、たとえこの価格標準がどのように変更されようとも、計算貨幣はある金量によつて諸商品の価値を測るものであるということには変りはないのである。

他方において、流通手段としての金は五円とか二〇円とかの铸貨名を附され、これらの名称に相当する、価格標準に定められた金量の铸貨として流通する。ところが、金はこの流通手段の機能においてはつねに铸貨名において流通

し、ひいては金章標をもつて代位されることが出来る。鑄貨名と金内容とが分離し、この分離は金貨に含まれる、金量あるいは金章標の代表する、金量の減少の可能性を生じさせる。この減少が甚しくなれば価格標準としての金と通貨としての金とが矛盾するに至り、この矛盾は金の市場価格騰貴となつて現われる。この矛盾が価格標準を維持するために通貨の含むまたは代表する金量を増加させるか、あるいは通貨の金量をそのままにして価格標準の変更に導くかは直接には貨幣当局の態度——窮局的には経済的勢力關係によつて支配される——に依存する。

ここに価格標準にかんして国家の演ずる役割がある。国家は貨幣單位がいかなる金重量に相当するかを定めることができる。金貨流通（および銀行券流通）においては鑄造価格を定め、紙幣流通においては買入価格を定めることができる。けれども他方において国家は鑄貨の量目を窃取し、または紙幣の増発を行なうことによつては、自らの定めた価格標準とは別個の価格標準を樹立していることになる。量目不足の鑄貨と増発された紙幣は、それぞれ貨幣流通の法則、紙幣流通の法則に従つてそれらの鑄貨名に対応する金量を変更し、したがつて新しい価格標準を主張するにいたる。国家はこの流通に内在する法則を支配することはできない。けれども鑄貨の貶質や紙幣の増発の手段を用いるならば、価格標準に作用を与えることはなろう。要するに、国家は直接的にか間接的にか、貨幣單位の金量を定めあるいはそれに干渉することが出来る。しかし国家のなし得ることはこの金量の決定に限られるのであつて、けつしてその金量の価値まで定めるわけではない。ピグーやケインズの言うように、国家が貨幣單位に任意の購買力、価値を附与することはできないのである。なるほど貨幣單位として定められる金量の大小は、これに應ずるその価値の増減をもたらす。この意味においては金量の決定は貨幣單位の価値の大きさを規定したことになるかもしれない。けれどもそれはけつして価値を定めたのではなくて、金量を増減させた結果として価値が増減したのである。この点は明確にしておかねばならない。なぜならば、貨幣單位の価値は金の価値変動によつても変化するし、右の価格標準の変

更とは区別せねばならぬからである。のみならず、貨幣単位の購買力は商品価値の変化によつても変動する。これらの諸要因はひとしく商品諸価格を変動させる。しかしこの物価変動がいづれに基づくかを区別することは経済分析の上に重要な意味をもつてくる。ここではこの問題に立入ることはできない。小論の意図は計算貨幣と貨幣との内面的連関を追求することにあつた。

(一九五七、五、二〇)